

副本

平成26年(ヨ)第31号

債権者 松田 正 外8名

債務者 関西電力株式会社

## 進行に関する意見書

平成27年3月9日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜

明



弁護士 中 室

祐



## 第1 はじめに

債務者は、平成27年1月23日付「進行に関する意見書」において、本件仮処分は争点が極めて多岐にわたり、かつ専門性の高い事案であって、適切な司法判断を行うためには事案を的確に把握する必要があること、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の状況を踏まえると、高浜発電所3号機及び4号機（以下、「高浜3、4号機」という）並びに大飯発電所3号機及び4号機（以下、「大飯3、4号機」といい、高浜3、4号機と大飯3、4号機を総称して「本件各発電所」という）の起動前にも審理期間を相当程度確保できる見通しがあること、本件仮処分の判断が及ぼす影響が非常に大きく、かつ広範囲に及ぶこと等から、債務者の今後の追加主張及び疎明も含めて、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理が行われるべきであることを述べた。

本書面では、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査について、上記意見書提出時以降の状況について説明するとともに、債務者が今後予定している主張疎明の追加について述べる。

## 第2 新規制基準適合性審査の状況

### 1 高浜3、4号機の原子炉設置変更許可について

債務者が平成25年7月8日に行った高浜3、4号機に係る原子炉設置変更許可申請については、原子力規制委員会による審査を経て、平成26年12月17日に、同委員会により「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書」（案）が作成され、公表された。そして、同月18日から平成27年1月16日までの間、同審査書案に対する科学的・技術的意見の募集（いわゆるパブリックコメントの手続）が行われたほか、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取が行われた（乙12）。

これら科学的・技術的意見の募集並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意

見聴取の結果を踏まえ、上記審査書の修正案（乙 73）が、平成 27 年 2 月 12 日開催の原子力規制委員会の会議に付議された。その結果、同審査書修正案について了承されるとともに、債務者による高浜 3、4 号機の原子炉設置変更許可申請に対して、原子力規制委員会による許可がなされた（乙 74、「高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）について」）。

## 2 今後の手続等について

### (1) 高浜 3、4 号機について

新規制基準への適合性審査が先行している九州電力株式会社川内原子力発電所では、原子炉設置変更許可を、高浜 3、4 号機よりも約 5 か月早い平成 26 年 9 月 10 日に受けたが、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に対する審査については、原子炉設置変更許可を受けてから半年程度が経過した現在においても継続中であり、平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの間に、審査の状況を踏まえて補正書が 4 度提出されている。

高浜 3、4 号機については、川内原子力発電所と同様、債務者が提出した工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に対して、今後、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が引き続き実施されることとなる。債務者は、平成 27 年 2 月 2 日、工事計画認可申請の補正書を提出したが、川内原子力発電所における審査の状況を踏まえると、高浜 3、4 号機の新規制基準への適合性審査は、今後、少なくとも数か月程度を要することになると見込まれる。その後、工事計画認可を得た設備について使用前検査の申請を行い、原子力規制委員会による同検査に合格した後に、はじめて高浜 3、4 号機の起動を計画することとなる。

なお、債務者主張書面（5）第 2 の 1（2）で述べたとおり、新規制基準を踏まえて高浜 3、4 号機で実施している補強工事は、平成 27 年夏頃までかかる予定である。

## (2) 大飯3, 4号機について

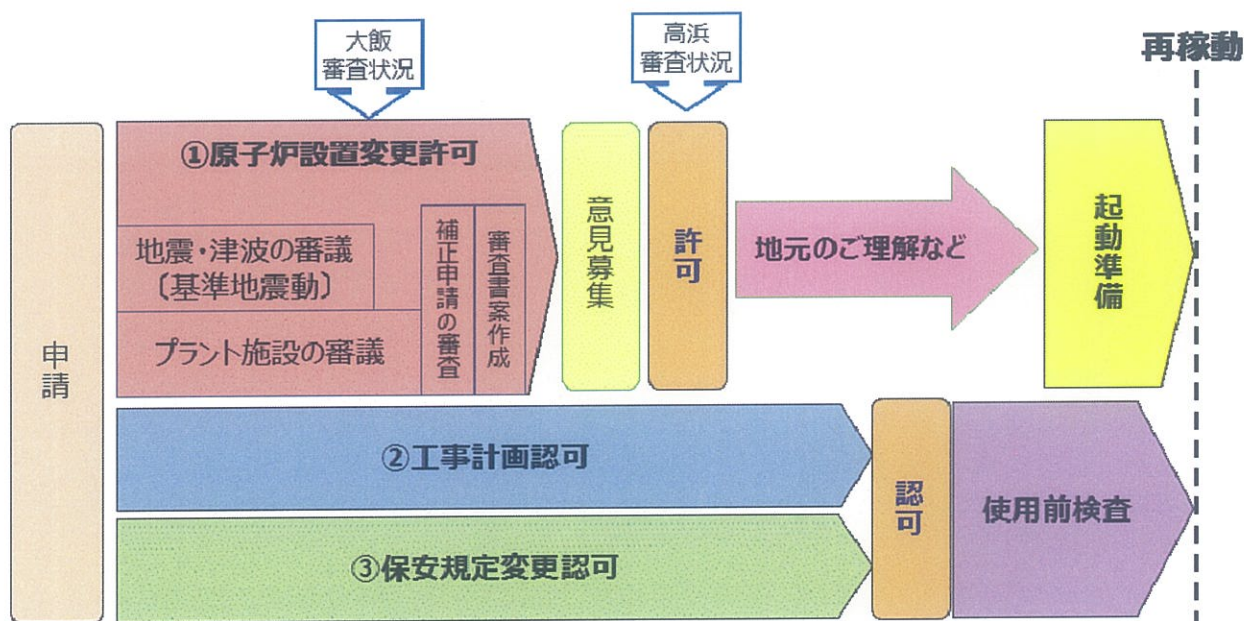
大飯3, 4号機については、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に対して、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が引き続き進められる。その後、工事計画認可を得た設備について使用前検査の申請を行い、原子力規制委員会による検査に合格した後に、はじめて発電所の起動を計画することとなるのは、高浜3, 4号機と同様である。

なお、債務者主張書面(5)第2の1(3)で述べたとおり、新規制基準を踏まえて大飯3, 4号機で実施している補強工事には相当な期間を要する見込みであり、工事完了時期は現時点では未定である。

## 3 小括

以上述べたとおり、本件各発電所のうち、高浜3, 4号機については、平成27年2月12日に原子炉設置変更許可を受けたが、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請については、依然として手続の途上にある。また、大飯3, 4号機については、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に係る手続の途上にあることに変わりはない。

このように、本件各発電所の具体的な起動時期の目処は未だ立っておらず、川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査の状況、本件各発電所における補強工事の状況等も考慮すると、本件各発電所の起動は、現時点においても、相当程度先のことと見込まれ、本件各発電所の起動に至る前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しである。



### 第3 債務者の今後の主張疎明予定

債務者は、本件各発電所の安全性に関して、今後も主張疎明を追加する用意があるが、当面は、次のようなものを追加する予定である。

#### 1 専門家の意見書

##### (1) 地震に関する意見書

原子力発電所の耐震安全性を確保ないし確認するためには、基準地震動を適切に策定する必要があり、基準地震動の策定にあたっては、地震動評価手法及び地震動評価における不確かさの考慮方法が適切であることが重要である。

債務者は、本件各発電所の敷地及び敷地周辺の詳細な調査・評価結果に基づき、様々な不確かさも適切に考慮した上で、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価等を、最新の知見を踏まえて適切に実施して、基準地震動を策定しており、これらについては、債務者主張書

面（１）等において主張してきたところである。

これらの主張に係る疎明資料として、債務者は、地震動評価手法や地震動評価における不確かさの考慮方法の適切さについて、一般財団法人電力中央研究所の研究者の意見書を提出する予定であり、平成 27 年 5 月 20 日までに提出するべく、執筆作業を進めていただいている。

## （２）設備等に関する意見書

債務者主張書面（４）等において主張したとおり、御庁平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号 大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件の第一審判決を引用して行っている債権者らの主張には、使用済燃料ピットの安全性その他の事項に関して多数の誤りが存在する。

そこで、こうした誤りの存在や債務者の主張を裏付ける疎明資料として、原子力の専門家である宮崎慶次 大阪大学名誉教授の意見書を提出する予定であり、平成 27 年 5 月 20 日までに提出するべく、執筆作業を進めていただいている。

## 2 地震に関する口頭説明

債務者主張書面（１）及び乙 13 号証の内容は、地震に関する科学的、専門技術的知見を含むものであるから、その内容を裁判所に的確かつ十分に理解していただくべく、債務者の代理人又は従業員が、平成 27 年 5 月 20 日あるいはそれ以降に指定される期日に口頭で説明することを予定している。

## 3 新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明

原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況については、第 2 で述べたとおりであり、今般、審査の進展状況を踏まえて、高浜 3、4 号機の原子炉設置変更許可申請に関する審査書（修正案）（乙 73）及び許可書（乙 74）を疎明

資料として提出したところである。

今後、高浜3、4号機については工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に係る審査が、また大飯3、4号機については原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に係る審査が、それぞれ進められる予定であり、債務者は、審査の進展状況等を踏まえて、必要に応じて、耐震安全性に関する事項等について、主張疎明を追加する予定である。

#### 第4 結語

以上のとおり、現時点においても、本件各発電所の起動に至る前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであり、債務者は、今後も主張疎明を追加する用意がある。

御庁におかれては、本件仮処分の特質を踏まえて、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を行われるよう改めて要請する。

以 上